

会計監査人との連携に関する実務指針(H30.8.17改正)
(日本監査役協会 会計委員会)

目 次

第1 監査人との連携と効果

第2 会社法における会計監査人

- 1 根拠条文
- 2 会計監査人設置会社における監査役等の会計監査
- 3 会計監査人に対する監査役等の法的権限

第3 金商法における監査人との連携

第4 その他の規範における監査人との連携

第5 監査役と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項

第6 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示

- 1 (1) 監査契約の新規締結時
(2) 監査契約の更新時
(3) 監査計画の策定時
(4) 四半期レビュー時
(5) 期末監査時
(6) 随時
(7) 不正リスク対応基準に基づく対応
(8) 会社法第397条第1項及び金商法第193条の3その他法令等に基づく対応

<参考> 「会計監査人監査と監査役監査の連携の経緯」

- ① 明治時代～昭和49年改正商法まで
昭和25年改正商法において、米国に倣って取締役会に監督機能を付与することと
関連して監査役の業務監査権限は撤廃され、会計監査権限のみとなる。
- ② 昭和49年改正商法
監査役に業務監査権限が復活するとともに、職業的専門家である会計監査人による
監査制度が創設された。
実務的には、会計監査そのものは、専ら会計監査人が行い、監査役は会計監査の
方法と結果の相当性を判断するという形を取るようになった。
昭和49年改正商法をもって、おのおのの特徴を活かした連携の必要性の原型が
法制度的に生じるに至ったと理解することができる。
- ③ 昭和56年改正商法～今日
監査役がその職務を行うに際して必要があるときは、会計監査人に対する報告請求権
監査役全員の同意による会計監査人の解任、取締役不正や法令・定款違反行為等
の重大な事実があったときの会計監査人から監査役への報告義務等が規定された。
昭和56年改正商法を経て、会計監査人と監査役の連携内容が具体的に規定される
こととなり、基本的には現行会社法に継承されている。